

○特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本指針

(令和三年農林水産省告示第五百八号)

最終改正：令和四年農林水産省告示第百五号

本指針は、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（以下「法」という。）第三条第一項の規定に基づき、特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施を促進するための基本的な指針として、法第四条第一項の規定に基づき都道府県知事が定める基本方針（以下「基本方針」という。）の指針となるべきものを定めるものである。

第一 特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進の意義及び目標に関する事項

一 特定間伐等の実施の促進の意義及び目標

森林は、国土の保全、水源の涵養、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止等の多面的な機能を有しており、これらの機能の持続的な発揮を確保する上で、適正な森林整備を推進することが極めて重要である。

これまで、我が国では、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書（以下「京都議定書」という。）等に基づき、平成二十年から平成二十四年までの第一約束期間及び平成二十五年から令和二年までの第二約束期間において、森林吸収源（二酸化炭素の吸収源としての森林をいう。以下同じ。）による二酸化炭素の吸収量等を確保するため間伐等の対策を推進してきたところである。

このような中、我が国は、令和三年五月に改正した地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）において二十五十年までの脱炭素社会の実現を基本理念として位置付けるとともに、令和二年以降の気候変動対策に関する国際的な枠組みであるパリ協定を踏まえ、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、令和三年十月に閣議決定した地球温暖化対策計画において令和十二年度の温室効果ガスの削減目標を平成二十五年度総排出量比四十六パーセントとし、さらに、五十パーセントの高みに向けて挑戦を続けていくこととしており、このうち、平成二十五年度総排出量比二・七パーセント相当を森林吸収量（森林吸収源による二酸化炭素の吸収量等をいう。以下同じ。）で確保することとしている。

国際的に森林吸収源として認められる育成林は、パリ協定下においても、平成三十年に開催された気候変動に関する国際連合枠組条約第二十四回締約国会議における合意に基づき、京都議定書第二約束期間と同様に「森林を適切な状態に保つために基準年以降に森林施業（更新（地ごしらえ、地表かきおこし、植栽等）、保育（下刈り、除伐等）、間伐、主伐）が行われている森林」とされており、我が国の人工林において、令和十二年度までの間に間伐を集中的に実施することはパリ協定下の我が国の温室効果ガスの削減目標の達成に大きな意義を有するものである。また、人工林の高齢級化により森林吸収量が減少傾向で推移していることを勘案すると、主伐後の再生林を進める必要があり、特に自然的社会的条件の良い森林における成長に優れた特定苗木による再生林

を促進することは、二千五十年までの脱炭素社会を実現する上でも重要な意義を有するものである。

このような状況を踏まえ、我が国の目標である令和十二年度における二・七パーセントの森林吸収量の確保を図るため、令和三年度から令和十二年度までの十年間において、全国で年平均四十五万ヘクタールの間伐を実施することを目標とする。また、長期的な森林吸収量の確保を図るため、特定植栽の実施の促進を始めとして、主伐後の確実な再生林を中心とした造林の実施を促進する。

基本方針における特定間伐等の実施の促進の目標は、以上のような特定間伐等の実施を促進する意義及び目標を踏まえ、地域の森林の現況、森林所有者の森林の所有状況、間伐等の森林施業の実施状況、林道・作業路網等林業生産の基盤の整備状況、苗木の生産状況、主伐の実施状況等を勘案しつつ、意欲的な数値目標として設定することが適当である。

また、認定特定植栽事業者が適切に事業を実施することができるよう、特定植栽事業の実施方法等を具体的に示すものとする。この際、特定植栽の具体的な目標、地域における特定苗木の種類、植栽本数等を示すことが望ましい。

なお、特定間伐等には、特定植栽も含まれることに留意するものとする。

二 特定母樹の増殖の実施の促進の意義及び目標

我が国の人工林は、伐採適期を迎えた高齢級のものが年々増加しつつあり、人工林面積に占める五十年生を超えるものの割合は、平成十九年時点では三十五パーセントであったが、平成二十九年には五十パーセント以上に達している。このような人工林の高齢級化に伴い森林吸収量が減少傾向で推移している中で、将来にわたり我が国の森林吸収量の保全及び強化を図るためには、再生林等による伐採跡地の適切な更新が必要不可欠である。特定母樹の増殖は、特定苗木による再生林の基盤であり、長期的な森林吸収量の確保を図る上で重要な意義を有するものである。

特定母樹の増殖は、北海道及び九州で進んでいるものの、まだその流通量は限られている状態にある。加えて、本州及び四国では増殖そのものがまだ十分に進んでいない。このため、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四条第一項の規定によりたてられた全国森林計画に定める造林の計画量、造林用種苗に対する多様なニーズの状況等を踏まえ、令和三年度から令和十二年度までの十年間においても引き続き、特定母樹の増殖の実施を促進し、増殖した特定母樹（以下「増殖特定母樹」という。）により構成された種穂の採取源を全国的に整備することを目標とする。

基本方針における特定母樹の増殖の実施の促進の目標は、以上のような特定母樹の増殖の実施を促進する意義及び目標を踏まえ、隣接する都道府県も含めた広域における将来の人工造林の面積の見通し等を踏まえつつ、将来の人工造林に必要な種苗について、地域特有のニーズ等に応じた種苗を除き、増殖特定母樹から採取する種穂によって生産することが可能となるよう、必要に応じて民間による取組を含め、特定母樹

の増殖の実施を促進し、増殖特定母樹により構成された種穂の採取源を整備することを目標に掲げるものとする。この際、増殖特定母樹により構成された採種園及び採穂園の規模を示すことが望ましい。

また、認定特定増殖事業者が適切に事業を実施することができるよう、地域における特定増殖事業の実施方法等を具体的に示すものとする。この際、採種園の基本設計を示すとともに、採種園及び採穂園の整備及び管理に関する標準的な工程を示すことが望ましい。

第二 特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の設定に関する基本的な事項

特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域（以下「特定間伐等促進区域」という。）は、地域の森林の現況、森林所有者の森林の所有状況、間伐等の森林施業の実施状況、林道・作業路網等林業生産の基盤の整備状況等を勘案しつつ、間伐が適正に実施されていない森林や造林未済地等、特定間伐等（法第五条第二項第三号ハの作業路網その他の施設の設置を含む。第四の一(2)及び第七の二において同じ。）を実施することが適当と認められる森林の区域を対象として設定するものとする。

また、特定植栽促進区域が設定された場合には、市町村は、特定間伐等促進計画に特定植栽促進区域を含む必要があることに留意するものとする。

第三 特定間伐等促進区域のうち、特定植栽の実施を促進すべき区域（特定植栽促進区域）の基準

特定植栽促進区域については、特定苗木の特性を十分に発揮できるよう、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等からの距離や集落からの距離等の社会的条件、特定苗木の供給目標等を勘案し、森林の一体性も踏まえつつ、特定苗木の生育に特に適した森林で、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域を対象として設定するものとし、また、将来にわたり育成単層林として維持する森林の区域を対象として設定する。

なお、特定植栽促進区域の指定・公表に当たっては、当該区域が伐採を促進するためのものではないことを明らかにするとともに、地形、地質等からみて、山腹崩壊や地すべり等の災害が発生するおそれのある森林を対象としないよう十分に留意するものとする。

第四 特定間伐等促進区域において実施すべき特定間伐等に関する基本的な事項

一 特定間伐等促進区域において実施すべき特定間伐等に関する基本的な事項

(1) 特定間伐等促進区域において実施すべき特定間伐等に関する基本的な考え方

市町村は、特定間伐等促進計画に基づき、特定間伐等促進区域において、森林所有者等の意向等を踏まえつつ、次に掲げるところにより、特定間伐等を円滑かつ確実に実施するものとする。

① 多様な実施主体による実施の促進

特定間伐等の実施主体は、特定間伐等促進計画及び特定植栽事業計画に従って

確実に特定間伐等を実施することが見込まれる者とし、地域の実情に応じて、特定間伐等促進区域内の森林所有者、地方公共団体、森林組合、森林整備法人、民間の林業事業体、苗木生産事業者、特定非営利活動法人、ボランティア団体等の地域における多様な主体を参画させるよう努めること。

② 計画的な実施時期の設定

特定間伐等の実施時期は、実施主体等の意向を踏まえ、適切な時期を設定すること。

③ 適切かつ具体的な実施方法の設定

特定間伐等の実施方法は、実施主体等の意向を踏まえ、必要となる方法を適切かつ具体的に設定すること。

また、当該方法は、森林法第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画、同法第十条の五第一項の規定によりたてられた市町村森林整備計画等に定められた間伐又は造林に関する事項に適合するものであること。特に、森林法第三十九条の四第一項第一号に規定する要整備森林が含まれる場合にあつては当該地域森林計画に定められた当該要整備森林について実施すべき施業の方法に関する事項に、森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第四十二条第一項に規定する災害等防止措置を講ずべきことを命ぜられた森林が含まれる場合にあつては当該命令に係る災害等防止措置の内容に、それぞれ従つたものであること。

法第五条第二項第三号ハの作業路網その他の施設の設置に関する事項として、特定間伐等の実施に必要となる作業路網、土場等の設置場所、設置主体、設置時期、設置規模及び設置方法を記載すること。また、この作業路網等の設置については、林道の既設開設路線又は地域森林計画に定められている開設計画路線と整合性が確保されたものであること。

④ 提案制度の積極的な活用

特定間伐等の実施を促進する上で、最も効率的な作業路網の設置方法や間伐等の森林施業の集約化等について、市町村以外の者の自主性及び創意工夫を発揮することが重要であり、法第五条第五項に規定する市町村以外の者による特定間伐等促進計画に対する提案制度について周知・啓発に努めるとともに、当該制度を積極的に活用すること。

⑤ 特定植栽事業計画との関係

特定植栽促進区域を含む市町村が、特定間伐等促進計画を作成する場合には、基本方針に即して、特定植栽事業の実施方法等を定めること。

また、認定特定植栽事業計画に記載された植栽については、特定間伐等促進計画に位置付けられたものとみなされ、交付金の交付等の特例の対象となることに留意すること。

(2) 交付金を充てて実施すべき特定間伐等に関する基本的な考え方

法第六条第二項の規定に基づく交付金を充てて実施すべき特定間伐等の事業は、特定間伐等促進計画に定められた目標の達成に資するよう、特定間伐等促進計画に基づき特定間伐等促進区域において実施すべき特定間伐等のうち、当該特定間伐等促進区域内の特定間伐等の実施を効果的かつ効率的に推進するため必要となる基盤の整備や隘路の解消等を図る観点から実施するものである。

このため、当該交付金を充てて実施すべき事業は、当該事業を実施した場合に、当該市町村の区域における各種特定間伐等の実施を促進する波及効果や呼び水効果の高い事業とする。

二 特定植栽促進区域における特定植栽事業の実施に関する基本的な事項

(1) 特定植栽の方法

特定植栽の実施に当たっては、特定苗木を有効に活用することにより森林吸収量の最大化を図っていく観点から、特定苗木の特性及び特定植栽促進区域の自然的社会的条件を踏まえ、低密度での植栽に努めるものとする。

また、コンテナ苗の活用、伐採と造林の一貫作業の導入、植栽木と雑草木の競合状態に応じた下刈りの要否の検討などにより、造林の低コスト化・省力化に努めるものとする。

(2) 植栽する特定苗木の種類及び調達

認定特定植栽事業者は、特定苗木の供給量を踏まえつつ、特定苗木の種類、調達先及び調達本数を明らかにするものとする。

また、特定苗木の調達に当たっては、林業種苗法施行規則（昭和四十五年農林省令第四十号）第二十一条第七号に基づき特定苗木である旨の表示が行われているものを調達するものとする。

(3) 林業・木材産業改善資金その他資金の確保

都道府県知事は、認定特定植栽事業者に対し、法の趣旨に沿って林業・木材産業改善資金の貸付けを行うものとする。

そのほか、国及び都道府県は、認定特定植栽事業者が当該特定植栽事業を実施するために必要となる資金の確保に努めるものとする。

第五 特に優良な種苗を生産する体制の整備に関する基本的な事項

増殖特定母樹から採取する種穂により生産される特に優良な種苗を広く普及するため、これらの種穂を生産事業者が広く利用することができるよう、採種園及び採穂園の整備を図るに際し、認定特定増殖事業者以外の生産事業者を含め、隣接する都道府県間などの広域的な種苗の流通を念頭に置きつつ、種穂の生産体制の整備を図ることが必要である。

また、各都道府県、認定特定増殖事業者その他の生産事業者等の関係者間において、将来の種苗の需要等の見通しや特定母樹の増殖の実施の促進状況等に関する情報の共有を図りつつ、特に優良な種苗の生産のために必要な施設の整備等を計画的に進めていくことが望ましい。なお、都道府県が増殖特定母樹による採種園又は採穂園を整備する計画が

ある場合には、その規模、種穂の供給先等を明らかにすることが望ましい。

第六 特定増殖事業の実施に関する基本的な事項

一 増殖する特定母樹の種類

特定増殖事業において増殖する特定母樹は、増殖を行う地域の気候等に適した種類のものを選定するものとする。この際、採種園の整備を行う場合には、母樹間の近親交配による種子の能力の低下をできるだけ避けるとともに、異なる種類の母樹間の交配による種子の遺伝的多様性を一定程度確保することから、樹種ごとに原則として、九種類以上の特定母樹を選定するものとする。

二 特定母樹を繁殖する方法

特定母樹を繁殖する方法は、挿し木又は接ぎ木等の無性繁殖によるものとする。この際、特定母樹の種類が特定できるよう適正な管理のもとで繁殖を行う必要がある。

三 母樹を植栽する土地の条件並びに植栽する母樹の本数、配置及び管理

母樹を植栽する土地は、地形、周囲に生育する樹木の状況、林道等からの距離等の条件が、植栽する母樹の育成・管理に適した場所である必要がある。特に、特定増殖事業において採種園の整備を行う場合には、増殖特定母樹と交配を起こす可能性のある樹木から十分な距離を確保する等の措置を講ずる必要がある。

母樹を植栽する土地の面積並びに植栽する母樹の本数及び配置は、植栽する母樹の枝張りの確保、種穂の採取作業の実施等の観点から適正な植栽間隔を確保することができるものとする。

植栽する母樹の管理は、種穂を早期に採取することができるよう育成するとともに、種穂の採取が可能な時期に達した後は、毎年、安定した種穂の生産が図られるよう、下刈り、剪定、着花促進処理等を適切に実施するものとする。

四 増殖特定母樹から採取する種穂の配布

特に優良な種苗が広く普及される必要があることから、増殖特定母樹から採取する種穂の配布先については、生産事業者が広く利用できるものとなるように努めるものとする。この際、林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十八条第一項の規定に基づく生産事業者の表示義務及び同法第二十四条の規定に基づく種苗の配布区域の制限を遵守する必要がある。また、林業種苗法施行規則第二十一条第七号の規定により、増殖特定母樹から採取された種穂等であるかどうかの表示を適切に実施するものとする。

五 特定増殖事業の実施時期

特定増殖事業の実施時期は、特定母樹の繁殖、母樹の植栽及び種穂の配布（配布のためにする苗木の育成を含む。）の各工程について、適切に実施するために必要かつ十分な期間を設定するものとする。

六 林業・木材産業改善資金その他資金の確保

都道府県知事は、認定特定増殖事業者に対し、法の趣旨に沿って林業・木材産業改善

資金の貸付けを行うものとする。

そのほか、国及び都道府県は、認定特定増殖事業者が当該特定増殖事業を実施するために必要となる資金の確保に努めるものとする。

第七 その他特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する重要事項

一 法に基づく取組以外の取組との効果的な連携

法に基づく取組は、これ以外の取組であって特定間伐等促進計画、特定増殖事業計画及び特定植栽事業計画に定められた目標の達成に寄与するものと適切かつ密接に連携することにより、相互に補完し、高い相乗効果を発揮することが期待されることから、特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に当たっては、次に掲げる事項に配慮することが適当である。

(1) 特定間伐等の実施の促進に寄与する取組

① 森林経営計画に基づく森林施業の推進

面的なまとまりのある森林の持続的な経営を確保し、森林の有する多面的機能の十全な発揮を図っていくため、森林経営計画（森林法第十一条第一項に規定する森林経営計画をいう。以下同じ。）の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進に努めること。

② 施業の集約化等の取組の推進

林業事業者から森林所有者に対して施業の方針や内容、実施した場合の収支等を明示した提案書を提示し、複数の森林所有者等から施業をまとめて受託する提案型集約化施業の実施の推進に努めるとともに、施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に努めること。

③ 路網の整備の推進

間伐等の効率的な実施のため、トラック等の走行する林道及び主として林業機械が走行する森林作業道がそれぞれの役割に応じて適切に組み合わせられた路網の整備の推進に努めること。

④ 間伐等の効率化・低コスト化の推進

傾斜等の自然的条件、事業量のまとまり等地域の実情に応じた効果的な間伐の実施のため、路網の整備状況を踏まえ、高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着の推進に努めること。

また、コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に努めること。

⑤ 間伐材の利用の推進

間伐材の利用は、資源の有効利用に寄与するとともに、森林所有者等にとっては採算性の向上により森林施業の負担軽減を可能とするものであることから、間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成や長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築を進め、間伐材の利用の推進に努めること。

⑥ 人材の育成・確保等の推進

林業就業に意欲を有する若者等を対象とした技能・技術の習得のための研修等新規就業の円滑化を図るとともに、間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者等及び林業事業体の育成、当該林業事業体に対する経営手法・技術の普及指導等に努めること。

(2) 特定植栽の実施の促進に寄与する取組

① 森林計画制度との連携

特定植栽促進区域の設定に当たっては、市町村森林整備計画に定める公益的機能別施業森林等の区域と整合を図るものとする。また、当該区域においては、特定植栽の実施を盛り込んだ森林経営計画の作成を促すほか、森林経営計画の認定時や、伐採及び伐採後の造林の届出時において、特定植栽の実施を推奨するなど、森林計画制度も適切に運用しながら、特定植栽の実施を促進すること。

② 森林経営管理制度との連携

特定植栽促進区域においては、自ら所有森林を経営管理することは困難であるが委託による特定植栽事業の実施等を希望する森林所有者も存在することが想定される。このため、市町村は、特定植栽促進区域内の森林所有者に対し、必要に応じて森林経営管理法第五条に規定する経営管理意向調査を実施し、同法第四条第一項の経営管理権集積計画及び同法第三十五条第一項の経営管理実施権配分計画を作成するなど、森林経営管理制度も活用しながら、特定植栽の実施を促進すること。

(3) 特定母樹の増殖の実施の促進に寄与する取組

① 特に優良な種苗の普及の推進

造林の主要な実施主体である森林所有者、森林組合、森林整備法人、民間の林業事業体等に対し、特定苗木の普及に努めること。なお、国有林野事業及び水源林造成事業において造林を実施する際は、地域の実情等を勘案しつつ、特定苗木の植栽が適した場所については、これらの種苗を用いるよう努めること。

また、更なる優良種苗の確保に向けて、スギ及びヒノキ以外の樹種の第二世代精英樹の選抜並びにスギ及びヒノキの第二世代精英樹同士の人工交配により得られたものの中からの第三世代精英樹の選抜等の林木の育種の推進に努めること。

さらに、優良種苗について、品種開発から造林するまでに要する期間を短縮する技術の開発、品質保持に配慮した種苗流通の効率化等が進むよう努めること。

② 多様なニーズに応じた優良種苗等の確保の推進

林木育種の推進、種苗の普及等に当たっては、地域の特性等に応じた多様な森林の整備を図るため、特定母樹の増殖の実施の促進と併せて、病虫害や気象害に抵抗性を有する種苗、優良な広葉樹等の地域のニーズに応じた優良種苗等の確保の推進に努めること。また、人工造林に当たっては、それらの優良種苗等の活用を含め、

適地適木を旨とし、生物多様性の保全、森林所有者の意向等に配慮した種苗等の選定が行われる必要があることに留意すること。さらに、都市部を中心に社会的な問題となっている花粉症への対策が求められている中、花粉発生源対策の観点から、花粉の生産量の少ない又は花粉を全く生産しない特性を有するスギ等の種苗について、引き続き、生産の拡大及び普及に努めること。

二 特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に向けた国等の援助等

(1) 特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に向けた国等の連携

基本方針を策定した都道府県知事は、特定間伐等促進計画に基づく特定間伐等、特定増殖事業計画に基づく特定母樹の増殖又は特定植栽事業計画に基づく特定植栽の確実かつ効果的な実施に資するよう、国等と連携しつつ、市町村又は特定間伐等の実施主体、認定特定増殖事業者、認定特定植栽事業者等に対し、必要な情報の提供、助言等の支援措置を講ずるよう努めるものとする。

(2) 認定特定増殖事業者等に対する都道府県等の支援

国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「機構」という。）、都道府県又は都道府県の林業試験研究機関（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人を含む。）であって特定母樹を所有するものは、認定特定増殖事業者に対し、特定母樹の種穂の提供に努めるとともに、当該所有する特定母樹に関する情報の提供、特定母樹の増殖に関する技術的な助言及び指導等の必要な支援を行うよう努めるものとする。

また、機構は、特定苗木の増産の観点から、都道府県及び認定特定増殖事業者以外の生産事業者等に対しても、必要に応じて種苗の生産等に関する技術的な助言及び指導等の支援を行うよう努めるものとする。

(3) 森林所有者等に対する援助等

都道府県及び市町村は、特定間伐等及び特定増殖事業の実施を促進するため、特定間伐等促進区域内の森林所有者、特定植栽事業を実施し、又は実施しようとする者を含む林業事業体、特定増殖事業者を含む苗木の生産事業者等に対し、必要な情報の提供、助言、あっせんその他の援助を行うよう努めるものとする。

また、市町村は、必要に応じて特定植栽促進区域内の森林所有者の意向を把握した上で、間伐等を実施する林業事業体等に関する情報の提供、あっせんその他の必要な援助を行うよう努めるものとする。